



(仮称)世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例(素案)へ ご意見・ご提案をお寄せください

区では、児童生徒の皆さんが学校で安心して自分らしく過ごせるよう、普段からいじめの予防や早期発見、初動から再発防止の取組みなどを一層充実させるため、令和9年(2027年)4月の施行を目指し、いじめ予防等の条例制定に向けて検討を進めています。これまで、(仮称)世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会で検討を重ね、このたび素案をまとめました。

今後、子どもから大人まで、幅広い世代の皆さんからご意見・ご提案をいただいたうえで、さらに検討を進めていきます。

☎教育指導課 ☎03-5432-2711 FAX 03-5432-3041

条例の目的・基本理念



郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便	
世田谷局承認	
6123	
差出有効期限 2026年 10月9日まで (切手不要)	
【ご注意ください】 本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。 ご了承ください。	
住所/世田谷区	
丁目 番 号	
氏名/	

いじめは、子どもの心や体を傷つけ、その後の成長や将来にも大きな影響を及ぼすことがあります。私たちは、いじめを決して許されない行為であると認識するとともに、どの子どもにも起こり得るものとして向き合わなければならないと考えています。

本条例では、「子どもの最善の利益」を基本として、全ての子どもが安全・安心に学び、成長することができる環境の実現を目指しています。被害を受けた子どもの安全・安心と尊厳の回復を最優先としながら、そのいじめに関係する全ての子どもにしっかりと耳を傾けて、子どもの育ちを支えていきます。

子どもたちを守り、育てるためには、学校だけではなく、家庭や地域を含めた社会全体の力が必要です。この条例がより良いものとなるよう、ぜひ素案をご覧いただき、皆さんの率直なご意見をお寄せください。子どもたちの未来をともに支えていきましょう。

世田谷区教育委員会 教育長 知久孝之